

令和5年9月11日

第6回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和5年度第6回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日（月） 午後1時30分～午後2時15分
2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A
3. 出席委員（10名）

会長職務代理者	7番	鬼塚忠正			
委員	2番	永田麻衣	3番	坂口政文	4番 徳山道也
	5番	清田伸一	6番	上田佳子	8番 清田 勇
	9番	前川政樹	10番	小山省三	11番 松本正利

推進委員 田尻稔男
4. 欠席委員（1人） 1番 山野信也
5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第4号 その他
6. 農業委員会事務局職員

局長補佐	奥村佳織
事務局	中嶋一成

7. 会議の概要

事務局

ただ今から、令和5年度玉東町農業委員会第6回総会を開催いたします。はじめに、鬼塚職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。

鬼塚代理

挨拶

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は~~全員出席のため~~(10名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、鬼塚職務代理にお願いいたします。

議長（鬼塚）

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。

議事録署名委員は6番上田委員、8番清田勇委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の中嶋さんを指名します。

よろしく申し上げます。

つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について3件上がっております。1番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について。

= 1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読=

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在77歳で野菜栽培を中心とした農業経営をされています。今回、相手方の要望により申請地を譲受けるため申請されるものです。申請地につきましては、5ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号1番の説明を終わります

議長（鬼塚） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
坂口委員。

3 番（坂口） 以前より耕作をされておりますので、問題は無いと思います。

議長（鬼塚） はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。皆様からの質疑はありませんか。

4 番（徳山） 贈与となっておりますが、親子関係ですか。

3 番（坂口） 親子ではないです。親戚になります。

議長（鬼塚） 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第 1 号の 1 番について、承認される方は挙手をお願いします。

議長（鬼塚） （全員挙手）

賛成多数。よって議案第 1 号の 1 番は、承認されました。
つづきまして、2 番について事務局より説明をお願いします。

議長（鬼塚） = 1 頁、議案第 1 号、2 番について議案書をもとに朗読 =
それでは、詳細について説明いたします。

事務局 譲受人は現在 47 歳で、米、麦を 14 ha、果樹を 3 ha、家族で経営されており、今回、規模拡大のため申請地を買い受けるため申請されるものです。申請地につきましては、6 ページをご覧ください。
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。
以上で議案第 1 号 2 番の説明を終わります

議長（鬼塚） 説明が終わりましたので、私が地元地区の委員ですので意見述べます。
畑としては十分機能される状況ですので特段問題はありません。

議長（鬼塚） 次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（田尻） 委員がおっしゃられたとおり問題はありません。

議長（鬼塚） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長（鬼塚） 売買となっておりますが、以前は記載されていましたが。

3番（坂口） 金額は4万円となっております。

議長（鬼塚） 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1号の2番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（鬼塚） 賛成多数。よって議案第1号の2番は、承認されました。つづきまして、3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 = 2頁、議案第1号、3番について議案書をもとに朗読=
それでは、詳細について説明いたします。
譲受人は、現在61歳で野菜栽培を中心とした農業経営をされています。今回、相手方の要望により申請地を譲受けるため申請されるものです。申請地につきましては、7ページをご覧ください。
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。
以上で議案第1号3番の説明を終わります

議長（鬼塚） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
坂口委員

3番（坂口） 特段問題ないと思います。

議長（鬼塚） はい。ありがとうございました。

議長（鬼塚） ありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1号の3番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（鬼塚） 賛成多数。よって議案第1号の3番は、承認されました。
続きまして、日程第3、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請について
＝2頁、議案第2号について議案書をもとに朗読＝
それでは詳細について説明いたします。

譲受人は、北区で食肉加工及び総菜販売をされていましたが、所有者の都合により、そこの店舗を閉店しなければならなくなり、新たに店舗を建築し事業を営もうと考え、自宅近くで土地を探しておられ国道にも面し、最適な場所であったため、今回、申請されるものです。

申請地は、8ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地のほかに代わるような土地もないことから許可相当であると考えます。

以上で議案第2号の説明を終わります

議長（鬼塚） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
坂口委員

3番（坂口） ここは長年、売地となっておりましたので特に問題は無いと思います。

議長（鬼塚） はい。ありがとうございました。皆様からの質疑はありませんか。

4番（徳山） 土地の価格は分かりますか

事務局 ここでは、分かりません。

議長（鬼塚） 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第2号について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（鬼塚） 賛成多数。よって議案第2号は、承認されました。
続きまして、日程第4、議案第3号農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

9ページをお開きください。（朗読）

10ページをお開きください。

議案第3号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和5年8月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

11ページをお開きください。（総括表の説明）

12ページをお開きください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち期間満了による再設定の利用権設定の賃借権が7件です。面積は、田が6筆で8,130㎡、普通畑が1筆で538㎡、樹園地が5筆で16,642㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長（鬼塚） 説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長（鬼塚） ありませんか。異議が無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については（案）のとおり決定致します。

議長（鬼塚）

続きまして、その他ですが事務局から何かありませんか。

事務局

- ・農地パトロールの結果報告について
- ・あっせん申出書について
- ・福岡県古賀市農業委員会視察研修について
- ・相続登記義務化について
- ・農地利用最適化推進大会の決議文について

議長（鬼塚）

それでは以上をもちまして、第6回玉東町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後2時15分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年9月11日

玉東町農業委員会会長職務代理人

㊟

6番委員

㊟

8番委員

㊟